空き家活用士講習会･試験のご案内

空き家活用士について

現在、人口減少、都市部への人口流出、高齢化による介護施設の利用増加等さまざまな原因が複雑に絡み合い、大阪府の空き家数は年々増加しており、2013 年では、空き家数約 68 万戸、空き家率が 14.8%に昇り、年々増加の一途を辿っています。

その様な状況を踏まえ、消費者より不動産取引のスペシャリストである宅地建物取引業者に対し、空き家の管理･活用、空き家問題解決に対する専門的な知識が求められる時代が到来すると予想されます。

そのため、宅地建物取引業者が空き家に関する知識を習得し、業者･消費者双方の利益になるようなアドバイザーの育成を行い、空き家の利活用や売却等に関し、様々な場面で活躍できることを理念とし、「空き家活用士」資格試験を実施いたします。

受験申込から資格取得・登録までの流れ

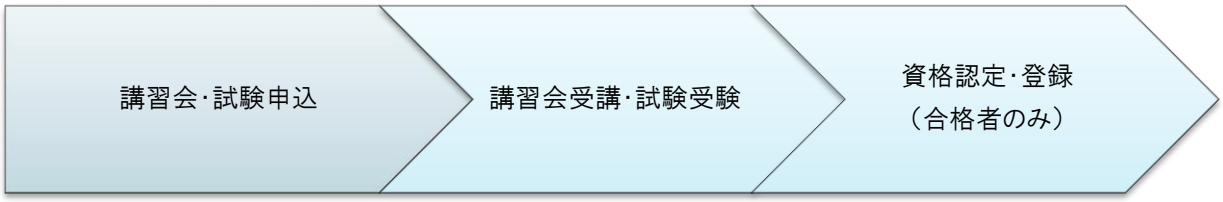

講習会･試験申込受付期間

2019年10月1日（火） から 10月11日（金） 午後5時00分まで

講習会・試験の概要

1. 申込資格

申込時点で下記①・②の条件を**すべて**満たしていること。

【条件】

①(一社)大阪府宅地建物取引業協会　**正会員(代表者自身)**であること。

②宅地建物取引士資格試験に合格し、申込時点で有効な宅地建物取引士証の交付を受けていること。

2. 日時

2019年11月19日(火)　午後1時30分～午後4時(2時間30分)

〈講習会〉午後1時30分～午後3時 **【受付開始:午後1時】**

〈試　験〉午後3時15分～午後4時 **【試験時間:45分】**

◆受験番号を確認し、必ず指定された場所に着席して下さい。

◆講習会と試験の間に休憩10分を予定しております。

◆休憩後、試験問題の配布を行いますので、午後3時10分には必ず指定された場所に着席して下さい。

3. 申込方法

㈱大阪宅建サポートセンターHP(http:/www.takken-sp.co.jp/service/akiya_seminar)にて申込書をダウンロードしていただき、**申込書とともに宅地建物取引士証(表・裏の写し)を下記 FAX 番号に送信いただくか、PDF・TIFF・JPEG/JPG 形式でメールに添付していただきお申し込み下さい。**

申込先 FAX 番号　：　06-6910-0789

申込先メールアドレス　：　akiya@takken-sp.co.jp

※記入方法は申込書2枚目の記載例をご覧下さい。

※申込書は2019年10月1日(火)よりダウンロードが可能です。

4. 受講料

受 講 料　　5，000円（税込）

再受講料　　3，000円（税込）

◆試験受験料を含みます。受講料は試験当日受付にてお支払い下さい。

5. 資格認定・登録までの流れ

申込～ 講習会・試験	〈1〉㈱大阪宅建サポートセンターHP より、「空き家活用士講習会・試験申込書」をダウンロードし、必要事項を記載します。 ※申込書は2019年10月1日（火）よりダウンロードが可能です。 〈2〉所定の FAX 番号又はメールアドレスに記載・入力済の**申込書と宅地建物取引士証（表・裏の写し）**を FAX 又はメールにて送信します。 〈3〉申込書送付翌日から3営業日中に受験申込受付完了のお知らせをお申込方法と同じ方法（FAX 又はメール）にて送信いたします。 〈4〉2019年11月13日（水）までに「空き家活用士講習会・試験申込書」に記載いただいたご指定の送付先へ郵便にて受験票を送付いたします。 ◆メールでお申し込みの場合、各キャリアのセキュリティ設定のためユーザー受信拒否と認識されているか、お客様が迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている場合に、メールが正しく届かないことがあります。以下のドメインを受信できるように設定して下さい。 **【以下のドメインを受信できるように設定をお願いいたします。】** @takken-sp.co.jp ◆受験申込受付完了のお知らせが翌日から3営業日を過ぎても FAX 又はメールでのご案内が届かない場合、**㈱大阪宅建サポートセンター（TEL：06-6910-0100）**までお問い合わせ下さい。 ◆2019年11月13日（水）までに受験票が届かない場合、**㈱大阪宅建サポートセンター（TEL：06-6910-0100）**までお問い合わせ下さい。 ◆お申込みの受付は**先着順とさせていただき、定員（120名）に達し次第締切りとなります**ので、あらかじめご了承下さい。

講習会・ 試験当日	①受　講　料　5,000円（税込） 　再受講料　3,000円（税込） ②受験票 ◆①・②をご持参の上、開始時刻5分前（午後1時25分）までに着席して下さい。
認定・登録	◆試験の合否に関しましては、「空き家活用士講習会・試験申込書」に記載いただいた連絡先住所に郵便にて通知いたします。 ◆合格者に試験結果を通知するとともに、合格証書を発送いたします。 その後、合格者の内希望者を「空き家活用士」として登録し、資格証を発行いたします。

6. 講習会・試験の内容

空き家の管理に関する知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとし、その内容は、おおむね次のとおりです。

内　容	〈講習会〉 1. 空き家管理　総論 ・空き家の現状と空き家管理 ・不動産事業者と空き家管理 ・空き家管理のポイント ・空き家所有者の意識 ・空き家とリスク 2. 空き家管理　業務内容とビジネスモデル 3. 空き家管理　ビジネス運用管理指針 4. 今後の空き家活用士の役割と意味 〈試験〉 1. 空き家問題全般に関すること。 2. 空き家の管理方法に関すること。 3. 空き家に関係する宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

方　法	25問四肢択一式による筆記試験 ※当日配布する資料は試験時閲覧可とします。 ◆法令集・計算機類の使用は禁止します。 ◆試験開始30分以降は試験監督に解答用紙を提出した後、退出可能です。
参考書籍	『空き家管理マニュアル』＜（一社）大阪府不動産コンサルティング協会編著＞の内容を基に試験問題を出題します。

7. 試験当日の注意

①下記に該当する行為を行った受験者は、その場で退場とし、答案の採点はせず、今後の受験も認めません。

・試験監督の指示に従わない。
・試験中に援助を与える、または受ける。
・他の人の代わりに受験する。
・録音機・カメラ・辞書などを使用する。
・その他の不正行為。

②携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の無線通信機能のある電子機器類については、設定したアラーム機能を必ず解除するとともに、電源を切り、配布された封筒に入れ、試験監督の指示に従って処置して下さい。

時計代わりの使用はできませんので、腕時計を持参して下さい。

スマートフォン等は機種により電源の切り方が異なりますので、事前に各自ご確認下さい。

【指示に従わずに所持していることが判明した場合、不正行為とみなします。】

③一度退室すると再入室はできません。

④解答用紙はすべて回収します。試験会場からの持ち出しはできません。

⑤受験者の答案は一切開示いたしません。また、試験問題の内容や採点に関する質問には一切お答えできません。

⑥試験終了後に不正が発覚した場合、失格または合格取り消しの措置を講じます。また、今後の受験をお断りするなどの対応をとらせていただく場合がございます。

資格の有効期間・更新要件・失効

1. 有効期間

試験受験日から 3 年を経過した後、最初に到来する3月31日（2023年3月31日）まで。

2. 更新要件

①（一社）大阪府宅地建物取引業協会が実施する空き家に関する講習会の受講（予定）

◆更新要件は随時更新・追加予定です。

◆再更新有効期限は更新日から 3 年を経過した後、最初に到来する3月31日までとします。

◆詳細は有効期限が切れる3ヵ月前に更新のご案内を登録住所に郵送いたします。

3. 資格の失効

資格は（一社）大阪府宅地建物取引業協会　正会員の代表者個人に付与いたします。

また、以下の条件に該当した場合は失効します。

◆「（一社）大阪府宅地建物取引業協会　正会員（代表者自身）であること。」の要件を満たさなくなった場合。

◆空き家活用士資格更新手続きを行わなかった場合。

◆空き家活用士資格保有者であることを辞退した場合。

◆空き家活用士資格保有者として信用を著しく傷つける行為を行った場合。